

由利本荘市委託業務プロポーザル方式試行実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、由利本荘市が発注する委託業務に関し、プロポーザル方式による随意契約を締結しようとする場合の手続き、その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 その性質又は目的が競争入札に適しないと認められる業務を発注する場合に、当該業務に係る実施体制、実施方針、業務の履行等に関する提案書等（以下「提案書等」という。）の提出を受け、提案書等をもとに、必要に応じヒアリングを実施した上で提案書等の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した受託者を特定する方式をいう。
- (2) 公募型プロポーザル方式 提案者を公募し、その応募者のうち一定の条件を満たす者から提案を受けるプロポーザル方式をいう。
- (3) 指名型プロポーザル方式 事前に定めた選定条件に基づき、複数の提案書等の提出要請者を指名し、その指名を受けた者から提案を受けるプロポーザル方式をいう。

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式の対象となる業務委託（以下「対象業務」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 象徴性、芸術性、独創性、創造性等を求められる業務等で、高度な技術力、企画力、開発力及び経験等を求められる業務
- (2) 計画から設計まで一貫発注する業務
- (3) 本市において発注仕様を定めることが困難な業務又は標準的な業務の実施手続きが確立されていない業務
- (4) 管理・運営に関する業務で、プロポーザル方式により執行することが適当と認められる業務
- (5) その他市長が適当と認める業務

(実施の決定)

第4条 プロポーザル方式により対象業務を発注しようとする場合、対象業務を所管する課長等（以下「業務所管課長等」という。）は、次の各号に掲げる事項について、由利本荘市建設工事等入札、契約制度に関する要綱第14条及び第15条で定める発注設計額の金額により、指名審査調整会議又は指名審査会（以下「指名審査調整会議等」という。）の審査を経て、市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 業務名
- (2) 業務概要

- (3) 業務の概算経費額
- (4) 履行期限
- (5) 前条における該当基準
- (6) 公募型プロポーザル方式又は指名型プロポーザル方式の別並びにプロポーザル方式を採用する理由及び導入効果
- (7) 次条に規定する選定委員会の構成
- (8) 事業スケジュール

(選定委員会の設置)

第5条 前条の規定によりプロポーザル方式の実施が決定したときは、業務所管課長等は対象業務ごとにプロポーザル受託者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 選定委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員は、対象業務に関連する職員並びに業務の内容、重要度、規模等により必要に応じて学識経験者等の市職員以外の者をもって充てる。
- 4 委員長は委員の互選によって決定する。
- 5 委員長及び委員の任期は、対象業務の契約締結の日までとする。
- 6 選定委員会の庶務は、対象業務を所管する課等において処理する。

(選定委員会の所掌事項)

第6条 選定委員会は、次に掲げる事項を審議し決定する。

- (1) 対象業務のプロポーザル方式実施要領（以下「実施要領」という。）
- (2) 公募型プロポーザル方式における参加資格要件の設定
- (3) 指名型プロポーザル方式における提案書等の提出を要請する者の選定
- (4) 提案書等を特定するための評価基準
- (5) 提案書等の審査及び特定
- (6) その他、必要な事項

(選定委員会の会議)

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は必要があると認められるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。
- 5 選定委員会の会議に出席した者は、当該会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(参加資格要件)

第8条 プロポーザル方式に参加できる者は、次に該当する者とする。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 由利本荘市に入札参加資格審査申請書を提出し受理されていること
- (3) 由利本荘市建設工事入札参加者指名停止基準要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと
- (5) 由利本荘市及び契約先となる営業所の所在地における市町村税及び社会保険料に滞納がない者であること
- (6) その他対象業務ごとに必要な資格

（提案者の参加手続き等）

第 9 条 公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、次に掲げる事項を掲示、インターネット、その他の方法により公告し、参加表明者を公募するものとする。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 提案書等の提出者の参加資格
- (3) 提案書等を特定するための評価基準
- (4) 担当部署
- (5) 実施要領等説明書の交付期間、場所及び方法
- (6) 参加表明書の提出期限、場所及び方法
- (7) 提案書等の提出期限、場所及び方法
- (8) 実施要領等説明書に対する質問に関する事項
- (9) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日、内容等
- (10) 提案書等の取り扱い
- (11) その他市長が必要と認める事項

（参加表明書の提出）

第 10 条 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、当該公告において指定する日までに、公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第 1 号。以下「参加表明書」という。）及び必要書類（当該公告において指定された場合に限る。）を市長に提出しなければならない。

（参加資格の確認）

第 11 条 市長は、前条の参加表明書の提出があったときは、参加表明者の参加資格要件を審査、確認した後、参加資格の確認の結果を公告において指定する日までにプロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第 2 号。以下「参加資格確認通知書」という。）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により参加資格を有することを確認した者（以下「参加資格確認者」という。）には、提案書提出依頼通知書（様式第 3 号）により提案書等の提出を依頼するものとする。

- 3 市長は、第1項の通知を行う場合、提案者として参加資格が認められなかった参加表明者に対しては、参加資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。
- 4 参加資格が認められなかったことの通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して7日（由利本荘市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日を含まない。）以内に、市長に対して参加資格確認結果通知書に付された理由についての説明を書面により求めることができるものとする。

（指名型プロポーザル方式の実施）

第12条 指名型プロポーザル方式は、その性質や目的、規模等から参加者を公募する必要がないと認められる場合に実施するものとする。

（提案書等の提出要請者の選定）

第13条 市長は、指名型プロポーザル方式を実施しようとする場合は、第8条に規定する参加資格を有していると認めた者の中から、選定委員会の審査を経て、提案書等の提出要請者（以下「指名業者」という。）を選定しなければならない。

（指名の通知）

- 第14条 市長は、指名業者を決定した場合は、指名業者に対し指名通知書（様式第4号）により、第9条各号に規定する事項を通知するとともに、提案書提出依頼通知書（様式第3号）により提案書等の提出を依頼するものとする。
- 2 指名業者は、前項の規定による通知により指定された日までに意思確認書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めたときは、省略することができる。
- 3 意思確認指定日までに意思確認書を提出しなかった者は、提案書等提出の意思がないものとみなす。

（提案書等の取扱い）

- 第15条 提出された提案書等はいかなる場合も返却しないものとする。
- 2 提出された提案書等は、提案者に無断でその他の目的のために使用しないものとする。
- 3 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

（提案書等の特定）

- 第16条 業務所管課長等は、提案書等が提出されたときは、提案書等の特定に関し、選定委員会に諮るものとする。
- 2 選定委員会は必要に応じ提案書等のヒアリング等を実施し、提案書等の審査及び評価を行い、当該契約に最も適した提案を行ったと認められる提案書等を特定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による特定をしたときは、当該特定をした提案書等の提出者（以下「特定者」という。）に対し、提案書等を特定した旨の通知（様式第6号。以下「特定通知書」という。）を行うものとする。また、受託者として特定しなかった者（以下「非特定者」という。）に対しては、非特定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

とする。

- 4 提案書等を特定されなかった提案者は、特定されなかった理由について疑義がある場合は、その通知の日の翌日から起算して10日（由利本荘市の休日を定める条例（平成17年由利本荘市条例第22号）第1条第1項に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により市長に対してその理由を求めることができる。
- 5 選定委員会は全ての提案書等について、契約の目的が十分に達成できないと判断したときは、受託者を特定しないことができるものとする。

（提案資格の喪失等）

第17条 対象業務について、参加資格確認者の参加資格の確認後又は指名業者の選定後において、次のいずれかに該当するときは、提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書等は無効とする。

（1）第8条に規定する参加資格を満たさないこととなったとき

（2）参加表明書、提案書等に虚偽の記載をしたとき

- 2 特定者が、契約の締結までの間に前項各号に該当することとなったときは、特定者であることを取り消すものとする。
- 3 市長は、前2項の場合に該当すると認めるときは、当該参加資格確認者又は指名業者及び特定者に対し、理由を付して通知しなければならない。

（結果の公表）

第18条 市長は、プロポーザル方式を実施したときは、その評価結果を市ホームページ又はその他の方法により公表するものとする。

（仕様の協議及び契約者の決定）

第19条 市長は、特定者と対象業務について随意契約の方法により契約を締結するものとする。

- 2 市長は、前項の契約締結にあつては、特定者と協議のうえ、提案書等に係る提案内容の一部を変更することができるものとする。なお、第4条によるプロポーザル方式の採用について指名審査調整会議の審査を経た場合は、審査結果及びその必要な経費等について指名審査調整会議に報告するものとする。

（その他）

第20条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

年 月 日

由利本荘市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

公募型プロポーザル方式参加表明書

年 月 日付けで公告のあった、下記の業務に係る公募型プロポーザル方式による提案書等の募集について参加したいので、下記の添付書類を添えて申請します。
なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務名

2. 添付書類

3. 担当者（連絡先）

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

様式第2号（第11条関係）

由本 第 号
年 月 日

様

由利本荘市長

印

プロポーザル参加資格確認結果通知書

次の業務について、参加資格確認結果を通知します。

業務名：

結果1：参加資格を有することを認めます。つきましては、提案書提出依頼通知書に基づき提案書を提出して下さい。

結果2：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由：

なお、この通知をした日の翌日から起算して7日（由利本荘市の休日を定める条例第1条第1号に規定する市の休日を含まない。）以内に書面（様式は任意）により、上記理由についての説明を求めることができます。

様式第3号（第11条関係）

由本 第 号
年 月 日

様

由利本荘市長

印

提案書提出依頼通知書

次の業務について、下記により提案書等を作成のうえ、 年 月 日までに提出して下さい。

業務名：

記

- 1 提案書等の提出にあたっては、記載上の留意事項、提案書等の提出方法、提案書等を特定するための評価基準等は実施要領等説明書に記載しているので参照してください。
- 2 本書の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
 - (1) 受付方法
 - (2) 受付窓口
 - (3) 受付期間
 - (4) 回答方法
- 3 その他
 - (1) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とします。
 - (2) 提出された提案書等は、いかなる場合も返却しません。なお、提出された提案書等は提出者に無断で使用しません。
 - (3) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止を行うことがあります。
 - (4) 提案書等の特定の可否については、審査後、書面により通知します。
 - (5) 提案書等を特定しなかった旨の通知を受けた場合は、この通知をした日の翌日から起算して10日（由利本荘市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日を含まない。）以内に書面（様式は任意）により、市長に対して提案書を特定しなかった理由についての説明を求めることができます。

様式第4号（第13条関係）

由本 第 号
年 月 日

様

由利本荘市長

印

指 名 通 知 書

由利本荘市委託業務プロポーザル方式試行実施要綱に基づき、下記業務の提案書等募集にあたり、貴社を提出要請者として指名したので通知します。

なお、指定日までに、提出意思確認書（様式第5号）により貴社の意思表示をしてください。

記

1. 業務名：

2. 提出意思確認書提出期限 年 月 日

（なお、期限までに提出されなかった場合は、辞退したものとみなします。）

様式第5号（第14条関係）

年 月 日

由利本荘市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

提出意思確認書

先に指名を受けたプロポーザル方式による次の業務の提案募集について、下記のとおり意思表示します。

業務名：

記

1. 参加を承諾します。

つきましては、提案書提出依頼通知書の期限までに提案書等を提出します。

2. 参加を辞退します。

担当者（連絡先）

所 属：

氏 名：

電 話：

F A X：

様式第6号（第16条関係）

由本 第 号
年 月 日

様

由利本荘市長

印

特 定 通 知 書

貴社から提出いただいた次の業務に関する提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

業 務 名 :

審査結果：最適であると特定しました。

なお、契約等、今後の手続につきましては、別途連絡いたします。

様式第7号（第16条関係）

由本 第 号
年 月 日

様

由利本荘市長

印

非 特 定 通 知 書

貴社から提出いただいた次の業務に関する提案書について審査の結果、貴社は選定されませんでしたので通知します。

記

業 務 名 :

選定されない理由：当該プロポーザル選定委員会における評価基準において、
他社が優位であると判断したため

委託業務プロポーザル方式の標準的な実施フロー

